

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人選定評価基準

1 評価

- (1) 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務受託法人評価委員会（以下「委員会」という。）の委員は、表1の評価項目①～⑧について、参加事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査し、表2の5段階評価を行う。
- (2) 表1の各評価項目①～⑧ごとの配点に、表2の5段階評価ごとの評価係数を乗じて、各評価項目の得点を算出し、それを合計したものに、表1の評価項目⑨について事務局が採点した、表3の価格点を加えたものを各委員の評価得点とする。

2 選定

- (1) 各委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。
- (2) 複数の参加事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (3) 委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業の優先交渉権者として選定する。ただし、全体配点の50%未満の提案者は優先交渉権者とはしない。
なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において、第2位の順位獲得数の多い者を上位とする。
また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、各委員の評価得点の合計が最も高い者を上位とする。

表1

大項目 (選定基準)	小項目	評価の視点
受託事務の運営を安定して行う物的及び人的能力を有していること (20点)	①安定した運営基盤を有すること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・安定的に受託事務を実施できる組織及び執行体制となっているか
	②実績及び遂行能力があること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定調査業務に関する実績、高齢者福祉等に関する相談・支援に関する実績はあるか
		<ul style="list-style-type: none"> ・受託事務の運営に活用できるノウハウ・募集圏域についての識見等があるか
	受託事務を効果的に達成すること (55点)	③認定調査の目的を理解し、明確な運営方針を持っていること (10点)
<ul style="list-style-type: none"> ・公平・中立性の確保のための方策が確立されているか 		
④適切な管理体制となっていること (10点)		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な個人情報管理体制となっているか
		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な苦情処理体制となっているか
		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事故対応を行う体制となっているか
⑤効率的かつ円滑に受託事務を遂行すること (20点)		<ul style="list-style-type: none"> ・委託開始日に受託業務を開始できるよう準備を進められるか
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査依頼を受けてから、調査結果の照会への対応までの確に行えるよう、効率的な実施計画となっているか
		<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者からの相談に対し、的確に支援ができる方針が具体的に示されているか
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査項目の判断基準が的確であるか、確認する体制が整っているか。
⑥人員の配置が適切であること (15点)		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置となっているか、また事務の効果的実施のために必要な資格や知識、経験を有する人材を必要数配置しているか
	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な人材の確保について具体的な見通しがあるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等、受託事務遂行のために必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか 	
⑦経費が適切に提案されていること (10点)	⑦経費が適切に提案されていること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算は適切になされているか
		<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果が十分に考えられ、効率的な経費執行が見込まれる提案となっているか
⑧実施主体としての総合的な評価 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率を達成しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案全体としてのバランスがとれているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事務の趣旨を理解し、一貫性のある提案となっているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事務の効果的実施のために特色ある新たな提案がなされているか 	
⑨見積金額 (5点・様式8-1-1、8-1-2の合計金額)		
合 計 (100点)		

表2

5段階評価	区 分	評価係数
5	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1. 0
4	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0. 8
3	平均的・普通である/平均的な能力である	0. 6
2	物足りない/若干劣る能力である	0. 4
1	不安・不満である/能力が劣る	0. 2

表3

価格点	区 分
5	見積金額(税抜き)が最低金額のとき
4	見積金額(税抜き)が最低金額ではないが、参加事業者の平均金額より低いとき
3	見積金額(税抜き)が最高金額ではないが、参加事業者の平均金額のとき
2	見積金額(税抜き)が最高金額ではないが、参加事業者の平均金額より高いとき
1	見積金額(税抜き)が最高金額のとき
失格	見積上限額を超えるもの